

遊泳用プールに関する衛生指導要綱施行細則

制定	平成5年6月16日衛施第245号保健環境部長通知
改正	平成13年9月3日環廃第452号環境生活部長通知
	平成17年3月1日環保第1319号環境生活部長通知
	平成19年6月21日環保第442号環境生活部長通知
	平成29年6月23日環境第739号環境生活部長通知

第1 対象プール

- 1 遊泳用プールに関する衛生指導要綱(以下「要綱」という。)の対象とするプールは、要綱第2の定めるところによる。
- 2 プールと同一施設内に小規模のものを併設する場合にあっては、全体をプールとして取り扱うこと。
- 3 幼少児が多数利用するものについては、特に配慮すること。

第2 プール施設の設置等の届出

- 1 設置届出
要綱第3第1項の規定による届出は、別記第1号様式の設置届出書によってしなければならない。
- 2 使用届出
要綱第3第2項の規定による届出は、別記第2号様式の使用届出書によってしなければならない。
- 3 構造等変更届出
要綱第3第3項の規定による届出は、別記第3号様式の構造等変更届出書によってしなければならない。
- 4 氏名変更等及び休止・廃止届出
要綱第3第4項の規定による届出は、別記第4号様式の氏名変更等及び休止・廃止届出書によってしなければならない。
- 5 承継届出
 - (1) 要綱第3第5項の規定による届出は、別記第5号様式の承継届出書によってしなければならない。
 - (2) プール施設を承継したものは、要綱第14第2項及び第3項に掲げる事項についても、地位を承継すること。

第3 水質基準等

- 1 要綱第4第1項の規定による水質基準は、次のとおりとする。
 - (1) 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
 - (2) 濁度は、2度以下であること。
 - (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき12ミリグラム以下であること。
 - (4) ア 遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.4ミリグラム以上であること。
また、1リットルにつき1.0ミリグラム以下であることが望ましいこと。
イ 二酸化塩素による消毒を行う場合の濃度は、1リットルにつき0.1ミリグラム以上0.4ミリグラム以下であること。
また、亜塩素酸濃度は、1リットルにつき1.2ミリグラム以下であること。
 - (5) 大腸菌は、検出されないこと。
 - (6) 一般細菌は、1ミリリットルにつき200CFU以下であること。
 - (7) 総トリハロメタンは、暫定目標値として1リットルにつきおおむね0.2ミリグラム以下が

望ましいこと。

- 2 水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定(このうち1回は、遊泳者のピーク時に測定することが望ましいこと。)を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定(通年営業または夏期営業のプールにあっては、6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては、水温が高めの時期とすること。)を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。

また、施設の利用状況等により、水質検査の回数を適宜増やすこと。

- 3 プール水の消毒にオゾン処理又は紫外線処理を行う場合にあっては、塩素消毒を併用すること。その水質は、第1項の基準を適用すること。

- 4 海水又は温泉水を用水として利用するプールであって、プール水の清浄度が保てる場合には、第1項(4)に掲げる検査項目について、適用を除外することができること。

また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、第1項の(1)から(4)まで、(6)及び(7)に定める検査項目の一部について適用を除外することができること。

- 5 水質検査の資料の採取地点は、次のとおりとする。

(1) く形のプールでは、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置で、3か所以上の水面下20センチメートル及び循環ろ過設備の取入口付近の1か所とすること。

(2) その他の形状のプールでは、その形状に応じて、適切な地点を加えること。

- 6 水質の測定は、次の方法により実施する。

(1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌及び総トリハロメタン

水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)若しくは上水試験方法(日本水道協会編)又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

(2) 遊離残留塩素濃度

ジエチル-p-フェニレンジアミン法(以下「DPD法」という。)又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

(3) 二酸化塩素及び亜塩素酸の濃度

DPD法又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

第4 空気基準等

- 1 要綱第5の規定による空気基準は、次のとおりとする。

二酸化炭素の含有率は、0.15%を超えないこと。

また、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。

- 2 空気の測定は、その場所の空気環境を代表する地点を選定し、使用開始時、使用終了時及び中間時の3時点において、床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置で、日本工業規格K0804に定める検知管式による二酸化炭素検知器による方法又はこれと同程度以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。

また、判定は、各測定値を算術平均して行うこと。

第5 照度基準等

- 1 要綱第6の規定による照度基準は、原則として100ルクス以上とするが、水中照明を設けたり、出入り口や水深等の表示、付帯設備等が見えるようにする等プール内及びプールサイド等の管理が十分できるように講じられている場合は、この限りでない。

- 2 照度の測定は、衛生試験法注解(日本薬学会編)に定める方法又はこれと同程度の精度を有する検査方法によることが望ましい。

第6 施設基準

要綱第7の規定による施設基準は、次のとおりとする。

1 施設基準の考え方

- (1) プール施設は、プールの利用形態や利用者数に見合ったものとする。特に、特定の時期に利用者が集中するプールについては、そのピーク時に見合った設備を備えること。
- (2) プール施設は、安全に、かつ、その稼働、点検整備、清掃等の維持管理が容易にできるよう設置すること。
- (3) 水資源の効率的利用や排熱の回収など、省資源、省エネルギー対策に配慮すること。

2 プール設備

(1) プール本体

- ア プール水に接する部分の構造用材は、不浸透性で耐久性のあるものを用いること。
- イ 給水及び排水が容易にできること。
- ウ 清掃しやすい構造であること。
- エ プールの周辺からプール内に汚水が流入しない構造であること。
- オ 利用者の見やすい位置に、プールの規模に応じて、適切な水深の表示を行うこと。
- カ 事故発生又は危険を察知した場合に、利用者に周知するための放送設備を確保すること。

(2) プールサイド、通路等

- ア プール本体の大きさ、利用者数に見合った広さを確保すること。
- イ プールサイドの舗装材は濡れた状態でも滑りにくい材料を使用し、表面の粗いものは避けること。
- ウ 幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分することが望ましい。

(3) 給水設備

- ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流を防止するため、吐水口空間を設けるなどの措置を講ずること。
- イ 新規の補給水量及び時間あたりの循環水量を常に把握できるよう、当該プールごとに補給水専用の量水器を設けること。

(4) 排（環）水設備

- ア 吸い込み事故を未然に防止するため、排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させる（蓋の重量のみによる固定は不可）とともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を行うこと。
なお、排（環）水口の蓋等、それらを固定しているネジ・ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子供が手足を引き込まれない大きさとする等の措置を講ずること。
- イ 異常発生時にポンプを緊急停止させる装置及び吸い込み事故が起きた際に、配管内の圧力を抜く装置をプールサイドや監視室等に設置することが望ましい。
- ウ 排水路を含めて、周辺的生活環境に十分配慮した構造とすること。

(5) 浄化設備

- ア プール水の浄化には、循環ろ過方式等の浄化設備を設けること。
- イ 処理能力は、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対して、1時間につき6分の1以上の処理ができること。
また、夜間、浄化設備を停止するプールは、1時間につき4分の1以上の処理ができること。
- ウ 循環水の量を常に把握できるよう、当該循環水専用の量水器を設けること。

エ 循環水の取入口、吸込み防止のため、(4)排(環)水設備アに準じた措置を講じること。
オ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が0.5度以下であること(0.1度以下が望ましいこと)。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

(6) 消毒設備

ア 塩素、塩素剤又は二酸化塩素(以下「塩素等」という。)を連続して注入できる設備とすること。

イ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

ウ 有効な消毒効果を得るため、プール水中の遊離残留塩素濃度(二酸化塩素を用いる場合は二酸化塩素等濃度)が均一になるよう、注入口の位置や数を定めること。

エ オゾンや紫外線を用いて消毒する場合であっても、必ず塩素等を併用すること。

オ オゾン発生装置は、オゾンの注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にあるものを使用すること

(7) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の污水が混入しない構造とすること。

イ 唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(8) 適用除外

海水又は温泉水を利用しているプールで、常に清浄な水の流入によりプール水の清浄が保てる場合は、第2項(5)の浄化設備、(6)の消毒設備及び(7)のオーバーフロー水再利用設備の規定の一部を適用しないことができる。

(9) その他

プールやプールサイド等における事故防止のため、施設の安全に配慮すること。

3 付帯設備

(1) 更衣室

ア 男女別に区分し、双方及び外部から見通せない構造とすること。

イ 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

ウ 利用者が着替え中に不快感を生じないような構造とすること。

エ 床の構造用材は、不浸透性で耐久性のある滑りにくいものを用いること。

(2) 遊泳前の洗浄用シャワー設備

ア 利用者が快適、かつ、効果的に洗浄できる構造とすること。

イ 洗浄に使用する水は、飲用に適したものを十分に供給すること。

ウ 床等の構造用材は、不浸透性で耐久性のある滑りにくいものを用いること。

エ 床は、勾配をとり、洗浄水が滞留しない構造とすること。

オ 洗浄水は、プール水として、再利用できない構造とすること。

(3) 便所

ア 男女別に区分し、双方及び外部から見通せない構造とすること。

イ 便器は、利用者数に見合った数を設け、水洗式の構造とすること。

ウ 専用の手洗設備を設けること。

エ 床の構造用材は、不浸透性で耐久性のあるものを用いるとともに、清掃しやすい構造とすること。

オ 利用者が再びプールに戻る場合、足洗い場、洗浄用シャワー設備を利用しやすい位置に

設けること。

(4) うがい設備

ア 利用者がうがいをしたり、唾液やたんを吐くための設備をプールサイドに設けること。

イ うがい用の水は、飲用に適したものを十分に供給すること。

(5) 洗面、洗眼及び上がり用シャワー設備

ア 利用者が利用しやすい位置に設けること。

イ 洗淨に使用する水は、飲用に適したものを十分に供給すること。

ウ 利用者数に見合った数を整備すること。

エ 洗顔用の水栓は専用のもとし、洗淨水の水圧は眼球に影響を与えないこと。

オ 上がり用シャワー設備は、利用者が効果的に利用できる設備とし、洗淨水をプール水として再利用できない構造とすること。

(6) くずかご

更衣室、観覧席、休憩所等に、適当な数のくずかごを備えること。

(7) 資材の保管設備

塩素剤、測定用試薬、測定機器等を安全に保管できる設備を設けること。

また、施錠可能な設備を設けることが望ましい。

(8) 空気調和設備等

第4の規定による空気基準を維持できる換気設備を設けること。

屋内プールにあっては、二酸化炭素の含有率が0.1%以下に維持できる能力を有する換気設備を設けるとともに、効果的な換気ができるよう、吸気口及び排気口の位置についても配慮すること。

また、利用者に肌寒さを感じさせない温度が保てる暖房設備を設けること。

4 その他の設備

(1) 監視設備（監視台）

利用者の安全を守るため、施設の規模、プール槽の形状等により必要に応じて、プール全体が容易に見渡せる位置に相当数を設けることが望ましい。

(2) 救命具、救護室、医務室等

プールサイド等に担架等の救命具を常備し、直ちに使用できるようにしておくこと。

プール利用者のけがや急病に備え、救護室、医務室等を設置することが望ましい。緊急時に直ちに対処できるよう、救命具や救急医薬品等を常備すること。

また、救護室、医務室等にAED（自動体外式除細動器）を備えることが望ましい。

(3) 採暖設備

採暖室又は採暖槽を設ける場合には、衛生的に管理ができ、かつ、使用できる構造設備とすること。

(4) 遊技設備

遊技設備等を設ける場合には、危険防止のため、十分な措置を講ずること。

(5) 観覧席

ア 観覧席への出入口は、利用者と区分し、観覧者専用とすること。

イ 観覧席とプールサイドとの間は、完全に仕切ること。

(6) 看板・標識類

利用者の見やすいところに、次の事項を表示する設備を設けること。

ア 排（環）水口部を示す標識

イ 排（環）水口部に触れることや飛び込むこと等を禁止する警告

ウ プールの水深等施設の案内

エ その他必要な事項

第7 管理責任者及び衛生管理者等

要綱第8の規定により、次の者を置くこと。

1 管理責任者

- (1) プールにおける安全、かつ、衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。
- (2) 選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする。

なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする必要があること、これらに関する資格を取得していることが望ましい。

2 衛生管理者

- (1) プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。
- (2) 選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする。

なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするのが望ましい。

3 監視員

- (1) プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。
- (2) 選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とする。

なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするのが望ましい。

4 救護員

- (1) 施設内で傷病者が発生した場合に、応急救護にあたる。
- (2) 選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とする。

なお、救急救護に関する資格を取得した者とするのが望ましい。

第8 維持管理基準

要綱第9第1項の規定による維持管理基準は、次のとおりとする。

1 プール水の管理

- (1) プール水は、常に浮遊物など汚染物質の除去に努め、第3第1項に規定する水質基準を保つこと。
- (2) プール水の温度は、原則として22度以上とし、水温が均一になるよう配慮すること。

2 プール設備の管理

(1) プール本体

ア 入替式プール

- (ア) プール水の全量入替えは、5日に1回を原則とするが、プール水の使用頻度や水質の状態等を考慮し、適宜全量を入れ替えること。
- (イ) プール水の入替え時には、必ず、プール本体の清掃及び消毒を行うとともに、本体の状態を点検すること。
また、日頃から、藻の発生防止に努めること。

イ 循環式プール

- (ア) 年間を通じて使用するプールは、少なくとも1年に1回はプール水の全量を入れ替えることが望ましい。
- (イ) プールの使用頻度や水質の状態又はプール本体の汚れの状況により、必要に応じて、水を抜き、清掃すること。
- (ウ) プール水の入替え時には、プール本体の清掃、消毒及び点検を行うこと。

ウ 一定期間使用するプール

1年のうちの一定の期間に使用するプールにおいては、使用開始前及び使用終了後、十分な清掃、設備の点検及び整備を行うこと。

(2) 水質基準の不適合

第3第1項の水質基準に適合しない場合は以下の措置を講ずること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラムを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が1リットルにつき0.4ミリグラムを下回った場合にはイの措置を講ずること。

また、1リットルにつき0.4ミリグラム以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「1リットルにつき0.4ミリグラム」を「1リットルにつき0.1ミリグラム」と読み替えるものとする。この場合において二酸化塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラムを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1リットルにつき1.2ミリグラムを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(3) プールサイド及び通路

ア 毎日1回以上清掃すること。

イ 照明器具及び床面等は、随時点検すること。

(4) 給水設備

ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流がないか随時点検すること。

イ 補給水量は、常に確認すること。

ウ 新規補給水と循環水の割合には、常に注意すること。

(5) 排（環）水設備

ア 利用者を吸い込み事故から未然に防止するため、排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定していること、及び配管の取り付け口には吸い込み金具等が正常な位置に取り付けられていることを随時確認すること。

イ オーバーフロー水の排水溝等の汚れは、毎日点検すること。

ウ 排水路の状況は、毎日点検すること。

(6) 浄化設備

ア 利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認すること。

イ 原則として、プールの使用期間中は、1日中運転すること。

ウ プール本体の水の容量に循環水を加えた全容量に対して、1時間あたり6分の1以上循環させること。

また、夜間、浄化設備を停止させるプールは、1時間あたり4分の1以上循環させるとともに、水質検査の回数を増やし、水質の変化を詳細に把握すること。

エ ろ材の洗浄、供給又は交換を随時行うこと。

オ 循環水量は、常に確認すること。

カ 循環系統は、随時清掃し、常に清浄を保つこと。

キ 循環ろ過装置の出口の濁度検査を行うことにより、浄化設備が清浄に稼働していることを確認すること。

(7) 消毒設備

- ア プールの使用時間中は、常に運転すること。
- イ 塩素等の量や注入装置の稼働状況を随時点検すること。

(8) プール水の循環系統

- ア 随時清掃し、常に清浄を保つこと。
- イ 新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。
- ウ オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

(9) オーバーフロー水再利用設備

循環系統の配管や浄化設備を定期的に点検すること。

3 付帯施設の管理

(1) 更衣室(ロッカーを含む。)、便所等

- ア 毎日1回以上清掃し、必要に応じて、衛生害虫の防除を行うこと。
- イ 更衣室、便所、シャワー室等の照明器具等は、随時点検すること。

(2) 遊泳前の洗浄用シャワー設備

洗浄水は、利用者が快適に、かつ、効果的に洗浄できるようにし、温水を十分に供給することが望ましい。

(3) 上がり用シャワー設備

洗浄水は、利用者が快適に、かつ、効果的に洗浄できるようにし、温水を十分に供給することが望ましい。

(4) 消毒剤等の保管設備

- ア 保管設備は冷暗所で施錠可能な設備が望ましい
- イ 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響など考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- ウ 他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。
- エ 液体塩素を用いる場合は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定を遵守し、適切に管理すること。
- オ 消防法(昭和23年法律第186号)で危険物に指定されている塩素剤を用いる場合は、同法の規定を遵守し、適切に管理すること。
- カ 消毒剤を購入又は使用したときは、受払簿に記載するなど、使用量及び在庫量を常に明確にしておくこと。

(5) プール及び足洗い場などからの汚水の排出にあたっては、要綱第4第2項の規定を遵守すること。

4 利用者の管理

(1) 利用者の安全を図るため、次に該当する者は、遊泳させないこと。

- ア 伝染病り患者
- イ 遊泳が悪影響を及ぼす病気に明らかに患している者
- ウ 泥酔者
- エ 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者

(2) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

(3) 単独で遊泳が困難な者には、付添者を求めること。

(4) 遊泳前に、消毒液による足の消毒や洗浄用シャワーによる身体の洗浄をさせること。

(5) 排便等でプールサイドを離れたときは、(4)の場合と同様に消毒や洗浄をさせること。

(6) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水にだ液やたんを吐かせないこと。

(7) 他の利用者に危害を及ぼしたり、プール水を汚染させるおそれのあるものをプールやプー

ルサイドに持ち込ませないこと。

5 その他

- (1) プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。
また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。
- (2) 遊離残留塩素濃度等の測定に用いる試薬及び測定機器は、事故や故障が起きないように適切に管理し、その機能の維持に努めること。
- (3) 塩素を取り扱う者に対して、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に定める健康診断の外に、特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)に定める健康診断を実施すること。
- (4) プールの使用時間終了後は、プール施設を点検し、異常の有無を確認するとともに、人や動物が立ち入らないよう措置すること。
- (5) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他エアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長)等を参考にして適切に管理するとともに、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

第9 プール水等の測定

要綱第10の規定による測定は、本則第3、第4及び第5に規定する項目とし、その結果をプール管理日誌に記録すること。

第10 身分証明書

要綱第13第2項の規定による身分を示す証明書は、環境衛生監視員証とする。

第11 プール管理日誌

要綱第15の規定によるプール管理日誌は、次の内容を記録し3年以上保管すること。

- 1 利用者数及び使用時間
- 2 浄化設備及び消毒設備の運転状況
- 3 補給水及び循環水量
- 4 消毒剤の使用量及び在庫量
- 5 施設の点検、整備及び清掃の状況
- 6 水質、空気及び照度の測定結果
- 7 水温、気温又は室温の測定結果
- 8 事故の状況等
- 9 その他必要な事項

附則

1 施行期日

この規則は、平成5年6月16日から施行する。

附則(平成13年9月3日環廃第452号環境生活部長通知)

1 施行期日

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 経過措置

第6の2の(6)のオの基準及び第8の2の(5)のカについては、平成15年5月31日から施行する。

附則(平成17年3月1日環保第1319号環境生活部長通知)

1 施行期日

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附則（平成19年6月21日 環保第442号 環境生活部長通知）

1 施行期日

この規則は、平成19年6月21日から施行する。

附則（平成29年6月23日 環境第739号 環境生活部長通知）

1 施行期日

この規則は、平成29年6月23日から施行する。